

松江市告示第 546 号

松江市保育料等納付証明書交付要領（令和 2 年松江市告示第 642 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 12 月 23 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第 5 条 納付義務者は、第 3 条第 1 項の規定により保育料等の納付証明の申請をする際は、松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号） <u>第 2 条第 1 項第 72 号</u> の規定による手数料を前納しなければならない。 2 略	(手数料の徴収) 第 5 条 納付義務者は、第 3 条第 1 項の規定により保育料等の納付証明の申請をする際は、松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号） <u>第 2 条第 73 号</u> の規定による手数料を前納しなければならない。 2 略

附 則

この告示は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。